



愛媛県報

発行 愛媛県

令和3年11月24日水曜日 第261号

◇ 目 次 ◇ 規 則

人にやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則.....規則.....（保健福祉課）...1314

告 示

急傾斜地崩壊危険区域の指定（3件）.....（砂防課）...1316

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧.....（都市計画課）...1316

教育委員会告示

令和4年度愛媛県立高等学校一般入学者選抜追検査実施要項.....（高校教育課）...1316

令和4年度愛媛県立中等教育学校入学者選考追検査実施要項.....（ " ）...1317

令和4年度愛媛県立特別支援学校高等部入学者選抜追検査実施要項.....（特別支援教育課）...1318

規 則

○愛媛県規則第78号

人にやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年11月24日

愛媛県知事 中村時広

人にやさしいまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

人にやさしいまちづくり条例施行規則（平成8年愛媛県規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																				
<p>（用語）</p> <p>第2条 この規則で使用する用語は、条例に定めるもののほか、次に掲げる法令で使用する用語の例による。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) <u>移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令</u> （平成18年国土交通省令第116号）</p> <p>別表第1（第4条、第5条、<u>別表第2</u>関係）</p> <p>1 省略</p> <p>2 道路の整備施設及びその整備基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>整備施設</th> <th>整備基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 <u>歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路</u></td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>2・3 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3・4 省略</p> <p>注 省略</p> <p>様式第2号（第9条関係） まちづくり施設の設置（変更）届出書</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td rowspan="3">氏名（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）</td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>	整備施設	整備基準	1 <u>歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路</u>	省略	2・3 省略		省略	氏名（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）	省略	省略	<p>（用語）</p> <p>第2条 この規則で使用する用語は、条例に定めるもののほか、次に掲げる法令で使用する用語の例による。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) <u>移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令</u> （平成18年国土交通省令第116号）</p> <p>別表第1（第4条、第5条 _____ 関係）</p> <p>1 省略</p> <p>2 道路の整備施設及びその整備基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>整備施設</th> <th>整備基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 <u>歩道及び自転車歩行者道</u></td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>2・3 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3・4 省略</p> <p>注 省略</p> <p>様式第2号（第9条関係） まちづくり施設の設置（変更）届出書</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td rowspan="3">氏名（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）</td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>	整備施設	整備基準	1 <u>歩道及び自転車歩行者道</u>	省略	2・3 省略		省略	氏名（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）	省略	省略
整備施設	整備基準																				
1 <u>歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路</u>	省略																				
2・3 省略																					
省略	氏名（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）																				
省略																					
省略																					
整備施設	整備基準																				
1 <u>歩道及び自転車歩行者道</u>	省略																				
2・3 省略																					
省略	氏名（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）																				
省略																					
省略																					

記入上の注意

- 1 省略
- 2 省略

様式第3号(第10条関係) 適合証交付請求書

省略

氏名(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

省略

省略

記入上の注意

「主要用途」及び「用途別床面積」の欄には、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)別紙の表の用途の区分に従い用途をできるだけ具体的に記入するとともに、それぞれの用途に供する部分の床面積を記入してください。また、「階」には、当該用途の部分がある階(複数の階に及ぶ場合は、その全ての階)を記入してください。

記入上の注意

- 1 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができます。
- 2 省略
- 3 省略

様式第3号(第10条関係) 適合証交付請求書

省略

氏名(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

省略

省略

記入上の注意

- 1 請求者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができます。
- 2 「主要用途」及び「用途別床面積」の欄には、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)別紙の表の用途の区分に従い用途をできるだけ具体的に記入するとともに、それぞれの用途に供する部分の床面積を記入してください。また、「階」には、当該用途の部分がある階(複数の階に及ぶ場合は、そのすべての階)を記入してください。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 愛媛県規則における押印等を不要とするための手続の特例に関する規則(令和3年愛媛県規則第34号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>申請者、届出者、報告者等が行わなければならないとされている書類の押印、署名又は署名押印(これらに類するものを含む。)については、次に掲げる規則の規定にかかわらず、申請者、届出者、報告者等は、これらの行為を行うことを要しない。</p> <p>(1)~(63) 省略</p> <p>(64) 省略</p> <p>(65) 省略</p> <p>(66) 省略</p> <p>(67) 省略</p> <p>(68) 省略</p> <p>(69) 省略</p> <p>(70) 省略</p> <p>(71) 省略</p> <p>(72) 省略</p> <p>(73) 省略</p> <p>(74) 省略</p> <p>(75) 省略</p> <p>(76) 省略</p> <p>(77) 省略</p> <p>(78) 省略</p> <p>(79) 省略</p>	<p>申請者、届出者、報告者等が行わなければならないとされている書類の押印、署名又は署名押印(これらに類するものを含む。)については、次に掲げる規則の規定にかかわらず、申請者、届出者、報告者等は、これらの行為を行うことを要しない。</p> <p>(1)~(63) 省略</p> <p>(64) 人にやさしいまちづくり条例施行規則(平成8年愛媛県規則第38号)様式第2号及び様式第3号</p> <p>(65) 省略</p> <p>(66) 省略</p> <p>(67) 省略</p> <p>(68) 省略</p> <p>(69) 省略</p> <p>(70) 省略</p> <p>(71) 省略</p> <p>(72) 省略</p> <p>(73) 省略</p> <p>(74) 省略</p> <p>(75) 省略</p> <p>(76) 省略</p> <p>(77) 省略</p> <p>(78) 省略</p> <p>(79) 省略</p> <p>(80) 省略</p>

告示

○愛媛県告示第1324号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局建設部及び市役所において縦覧に供する。

令和3年11月24日

愛媛県知事 中村時広

又野A地区

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱11号までを順次結んだ線及び標柱11号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市町	字	地番	標柱
新居浜市 落神町 郷 落神町	落神	甲1465番	1号
		乙183番3	2号、3号、4号、5号、6号、7号、8号、9号
		乙173番58	10号
		乙173番50	11号

○愛媛県告示第1325号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局土木事務所及び町役場において縦覧に供する。

令和3年11月24日

愛媛県知事 中村時広

河口東地区

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱19号までを順次結んだ線及び標柱19号と標柱1号を国道33号及び一般県道美川松山線山側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

市町	地番	標柱	
上浮穴郡久万高原町	有枝	143番	1号、2号
		141番	3号
		140番	4号
		139番	5号
		119番	6号
		106番1	7号、10号
		114番	8号
		104番	9号
		107番	11号、12号
		108番1	13号
		88番	14号
		86番1	15号、16号
		87番	17号
		90番	18号、19号

○愛媛県告示第1326号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局建設部及び市役所において縦覧に供する。

令和3年11月24日

愛媛県知事 中村時広

柿原E地区

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱8号と標柱1号を二級河川須賀川水系谷の奥川東側官民境界線で結んだ線に囲まれた区域

市町	字	地番	標柱
宇和島市 柿原	堂子 杖ノ崎	甲1926番	1号、8号
		丁214番2	2号
		丁214番1	3号
		丁215番	4号
	堂子	甲1927番	5号
	童子	甲1929番1	6号
	堂子	甲1929番17	7号

○愛媛県告示第1327号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、松山広域都市計画下水道の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

令和3年11月24日

愛媛県知事 中村時広

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第10号

令和4年度愛媛県立高等学校一般入学者選抜追検査実施要項を次のように定める。

令和3年11月24日

愛媛県教育委員会

教育長 田所竜二

令和4年度愛媛県立高等学校一般入学者選抜追検査実施要項

1 目的

この要項は、新型コロナウイルス感染症に感染し、又は感染が疑われる令和4年度愛媛県立高等学校一般入学者選抜（以下「一般入学者選抜」という。）の入学志願者の受検機会を確保するため、一般入学者選抜に係る追検査に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 追検査の実施

(1) 高等学校長は、当該県立高等学校に係る一般入学者選抜の入学志願者が、新型コロナウイルス感染症に感染し、又はその疑いがあったことにより、一般入学者選抜の学力検査等（令和4年度愛媛県立高等学校入学者選抜実施要項（令和3年10月愛媛県教育委員会告示第7号。以下「入学者選抜実施要項」とい

う。)第3の5に規定する学力検査等をいう。以下同じ。)の全部又は一部を欠席した場合においては、この要項の定めるところにより、追検査を実施するものとする。

(2) 追検査に係る検査教科の学力検査の成績並びに面接及び実技テストの結果は、それぞれ一般入学者選抜に係る当該検査教科の学力検査の成績並びに面接及び実技テストの結果とみなす。

3 受検手続

(1) 一般入学者選抜の入学志願者は、新型コロナウイルス感染症に感染し、又はその疑いがあったことにより学力検査等の全部又は一部を欠席した場合において、追検査の受検を希望するときは、追検査受検願を在籍又は出身の中学校等(入学者選抜実施要項第3の3(1)アに規定する中学校等をいう。以下同じ。)又は中等教育学校の校長(以下「中学校長」という。)を経て(在籍及び出身の中学校等及び中等教育学校のない場合は、直接。(3)において同じ。)、令和4年3月8日(火)正午までに志願先高等学校長に提出しなければならない。

(2) 一般入学者選抜の入学志願者は、追検査受検願に新型コロナウイルス感染症に感染し、又はその疑いがあったことについて、中学校長の証明を受けなければならない。ただし、中学校長を経由しない場合にあっては、医師の診断書又はそれを証する書類を添付しなければならない。

(3) 高等学校長は、追検査受検願の提出があった場合は、当該提出をした者に対して直ちに、中学校長を経て、追検査の受検の可否を通知するものとする。

4 高等学校長の報告

(1) 高等学校長は、追検査の実施の有無及び追検査の受検を承認した者(以下「追検査受検者」という。)の数を令和4年3月8日(火)午後3時までに愛媛県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に報告するものとする。

(2) (1)に定めるもののほか、高等学校長は、教育長が定めるところにより、追検査の実施状況その他の教育長が定める事項を報告するものとする。

5 学力検査、実技テスト及び面接の実施

追検査受検者に対して行う学力検査、実技テスト及び面接については、入学者選抜実施要項第3の5(1)から(3)までの規定を準用する。ただし、一般入学者選抜に係る学力検査等の一部を欠席した追検査受検者にあつては、当該欠席に係る検査教科の学力検査、実技テスト又は面接に限り、追検査を行う。

6 期日及び日程

期 日	時 間	教 科 等
令和4年 3月16日(水)	9:00~9:15	点呼、受検上の注意
	9:20~10:05	国 語
	10:15~10:40	国 語(作文)
	10:50~11:40	理 科
	11:50~12:40	社 会
	12:40~13:25	(昼 食)
	13:30~14:20	数 学
	14:30~15:30	英 語
	15:40~	面 接 (工業に関するデザイン科 にあつては、実技テスト (30分)終了後に面接)

令和4年 3月18日(金) (予備日)	9:00~9:15	点呼、受検上の注意
	9:20~	面接(実技テスト)

注 受検者が多い場合は、面接(実技テスト)を予備日(3月18日(金))に実施することがある。

7 検査場

検査場は、志願先の高等学校(本校又は分校)とする。

8 合格者の発表

合格者の発表は、追検査を実施した高等学校にあつては、入学者選抜実施要項第3の7及び第4の8の規定に関わらず、令和4年3月22日(火)午前10時に、当該高等学校において、受検番号を掲示して行う。

9 学力検査の得点等の口頭による開示請求

学力検査の得点等の口頭による開示請求は、追検査を実施した高等学校にあつては、入学者選抜実施要項第3の8の規定を準用する。ただし、口頭による開示請求ができる期間は、令和4年3月22日(火)から1か月とする。

10 定時制の課程の第2次募集

定時制の課程の第2次募集は、追検査を実施した高等学校があつた場合は、第2次募集を行う全ての高等学校において、入学者選抜実施要項第5の規定を準用する。この場合において、同項中「3月18日(金)」とあるのは「3月22日(火)」と、「3月22日(火)午前9時」とあるのは「3月22日(火)午前10時」と、「同月25日(金)にあつては、午前9時から正午まで」とあるのは「同月22日(火)にあつては午前10時から午後4時まで、同月25日(金)にあつては午前9時から正午まで」と読み替えるものとする。

11 その他

この要項に定めるもののほか、追検査の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

○愛媛県教育委員会告示第11号

令和4年度愛媛県県立中等教育学校入学者選考追検査実施要項を次のように定める。

令和3年11月24日

愛媛県教育委員会

教育長 田 所 竜 二

令和4年度愛媛県県立中等教育学校入学者選考追検査実施要項

1 目的

この要項は、新型コロナウイルス感染症に感染し、又は感染が疑われる令和4年度愛媛県県立中等教育学校入学者選考(以下「入学者選考」という。)の入学志願者の受検機会を確保するため、入学者選考に係る追検査に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 追検査の実施

(1) 中等教育学校長は、当該県立中等教育学校に係る入学者選考の入学志願者が、新型コロナウイルス感染症に感染し、又はその疑いがあったことにより、入学者選考の適性検査等(令和4年度愛媛県県立中等教育学校入学者選考実施要項(令和3年10月愛媛県教育委員会告示第8号。以下「入学者選考実施要項」という。))9に規定する作文、適性検査及び面接をいう。以下同じ。)の全部又は一部を欠席した場合においては、この要項

の定めるところにより、追検査を実施するものとする。

- (2) 追検査に係る作文、適性検査の成績及び面接の結果は、それぞれ入学選考に係る作文、適性検査の成績及び面接の結果とみなす。

3 受検手続

- (1) 入学選考の入学志願者は、新型コロナウイルス感染症に感染し、又はその疑いがあったことにより適性検査等の全部又は一部を欠席した場合において、追検査の受検を希望するときは、追検査受検願を在籍する小学校等（入学選考実施要項3(1)に規定する小学校等をいう。）又は義務教育学校の校長（以下「小学校長」という。）を経て、令和4年1月12日（水）正午までに志願先中等教育学校長に提出しなければならない。
- (2) 入学選考の入学志願者は、追検査受検願に新型コロナウイルス感染症に感染し、又はその疑いがあったことについて、小学校長の証明を受けなければならない。ただし、小学校長を経由しない場合においては、医師の診断書又はそれを証する書類を添付しなければならない。
- (3) 中等教育学校長は、追検査受検願の提出があった場合は、当該提出をした者に対して直ちに、小学校長を経て、追検査の受検の可否を通知するものとする。

4 中等教育学校長の報告

- (1) 中等教育学校長は、追検査の実施の有無及び追検査の受検を承認した者（以下「追検査受検者」という。）の数を令和4年1月12日（水）午後3時までに愛媛県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告するものとする。
- (2) (1)に定めるもののほか、中等教育学校長は、教育長が定めるところにより、追検査の実施状況その他の教育長が定める事項を報告するものとする。

5 作文、適性検査及び面接の実施

追検査受検者に対して行う作文、適性検査及び面接については、入学選考実施要項9の(1)から(3)まで及び(6)の規定を準用する。ただし、入学選考に係る適性検査等の一部を欠席した追検査受検者においては、当該欠席に係る作文、適性検査又は面接に限り、追検査を行う。

6 期日及び日程

期 日	時 間	検 査 等
令和4年 1月22日（土）	8:50	集合(志願先中等教育学校)
	9:00～9:25	点呼、受検上の注意
	9:40～10:30	作 文
	10:50～11:50	適 性 検 査
	11:50～12:40	(昼 食)
	12:40～	面 接

7 検査場

検査場は、志願先の中等教育学校とする。

8 入学予定者の発表

入学予定者の発表は、追検査を実施した中等教育学校にあっては、入学選考実施要項11の規定に関わらず、令和4年1月25日（火）午前9時に、当該中等教育学校において、受検番号を掲示して行う。

9 選考結果の口頭による開示請求

選考結果の得点等の口頭による開示請求は、追検査を実施した

中等教育学校にあっては、入学選考実施要項12の規定を準用する。ただし、口頭による開示請求ができる期間は、令和4年1月25日（火）から1月間とする。

10 その他

この要項に定めるもののほか、追検査の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

○愛媛県教育委員会告示第12号

令和4年度愛媛県立特別支援学校高等部入学選抜追検査実施要項を次のように定める。

令和3年11月24日

愛媛県教育委員会

教育長 田 所 竜 二

令和4年度愛媛県立特別支援学校高等部入学選抜追検査実施要項

1 目的

この要項は、新型コロナウイルス感染症に感染し、又は感染が疑われる令和4年度愛媛県立特別支援学校高等部入学選抜（以下「入学選抜」という。）の入学志願者の受検機会を確保するため、入学選抜に係る追検査に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 本科入学選抜

(1) 追検査の実施

ア 特別支援学校長は、当該県立特別支援学校高等部本科（普通科を除く。以下同じ。）に係る入学選抜（以下「本科入学選抜」という。）の入学志願者が、新型コロナウイルス感染症に感染し、又はその疑いがあったことにより、入学選抜の学力検査等（令和4年度愛媛県立特別支援学校高等部入学選抜実施要項（令和3年10月愛媛県教育委員会告示第9号。以下「入学選抜実施要項」という。）第2の3に規定する学力検査並びに4に規定する面接及び適性検査をいう。以下2において同じ。）の全部又は一部を欠席した場合においては、この要項の定めるところにより、追検査を実施するものとする。

イ 追検査に係る検査教科の学力検査の成績並びに面接及び適性検査の結果は、それぞれ入学選抜に係る当該検査教科の学力検査の成績並びに面接及び適性検査の結果とみなす。

(2) 受検手続

ア 本科入学選抜の入学志願者は、新型コロナウイルス感染症に感染し、又はその疑いがあったことにより学力検査等の全部又は一部を欠席した場合において、追検査の受検を希望するときは、追検査受検願を在籍又は出身の中学部等（入学選抜実施要項第2の1(1)アに規定する中学部等をいう。以下同じ。）又は中等教育学校の校長（以下「中学部等校長」という。）を経て（在籍及び出身の中学部等及び中等教育学校のない場合は、直接。2(2)ウにおいて同じ。）、令和4年3月11日（金）正午までに志願先特別支援学校長に提出しなければならない。

イ 本科入学選抜の入学志願者は、追検査受検願に新型コロナウイルス感染症に感染し、又はその疑いがあったことについて、中学部等校長の証明を受けなければならない。ただし、中学部等校長を経由しない場合においては、医師の診断書又はそれを証する書類を添付しなければならない。

ウ 特別支援学校長は、追検査受検願の提出があった場合は、当該提出をした者に対して直ちに、中学部等校長を経て、追検査の受検の可否を通知するものとする。

(3) 特別支援学校長の報告

ア 特別支援学校長は、追検査の実施の有無及び追検査の受検を承認した者（以下「追検査受検者」という。2において同じ。）の数を令和4年3月11日（金）午後3時まで愛媛県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告するものとする。

イ アに定めるもののほか、特別支援学校長は、教育長が定めるところにより、追検査の実施状況その他の教育長が定める事項を報告するものとする。

(4) 学力検査、面接及び適性検査の実施

追検査受検者に対して行う学力検査、面接及び適性検査については、入学者選抜実施要項第2の3(1)及び(2)並びに4(1)及び(2)の規定を準用する。ただし、本科入学者選抜に係る学力検査等の一部を欠席した追検査受検者にあつては、当該欠席に係る検査教科の学力検査、面接又は適性検査に限り、追検査を行う。

(5) 期日及び日程

追検査の期日は、令和4年3月22日（火）とし、その日程については、特別支援学校長が定める。

(6) 検査場

検査場は、志願先の特別支援学校（志願先が松山城北分校の場合にあつては、みなら特別支援学校）とする。

(7) 合格者の発表

合格者の発表は、追検査を実施した特別支援学校にあつては、入学者選抜実施要項第2の6の規定に関わらず、令和4年3月23日（水）午前10時に、当該特別支援学校（松山城北分校にあつては、みなら特別支援学校）において、受検番号を掲示して行う。

(8) 学力検査結果の口頭による開示請求

学力検査結果の口頭による開示請求は、追検査を実施した特別支援学校にあつては、入学者選抜実施要項第2の7の規定を準用する。ただし、口頭による開示請求ができる期間は、令和4年3月23日（水）から1月間とする。

3 専攻科入学者選抜

(1) 追検査の実施

ア 松山盲学校長は、当該高等部専攻科に係る入学者選抜（以下「専攻科入学者選抜」という。）の入学志願者が、新型コロナウイルス感染症に感染し、又はその疑いがあったことにより、入学者選抜の学力検査等（入学者選抜実施要項第3の3に規定する学力検査並びに4に規定する面接及び適性検査をいう。以下3において同じ。）の全部又は一部を欠席した場合においては、この要項の定めるところにより、追検査を実施するものとする。

イ 追検査に係る検査教科の学力検査の成績並びに面接及び適性検査の結果は、それぞれ入学者選抜に係る当該検査教科の学力検査の成績並びに面接及び適性検査の結果とみなす。

(2) 受検手続

ア 専攻科入学者選抜の入学志願者は、新型コロナウイルス感染症に感染し、又はその疑いがあったことにより学力検査等の全部又は一部を欠席した場合において、追検査の受検を希望するときは、追検査受検願を在籍又は出身の高等部等（入

学者選抜実施要項第3の1(1)アに規定する高等部等をいう。以下同じ。）の校長（以下「高等部等校長」という。）を経て（在籍及び出身の高等部等のない場合は、直接。3(2)ウにおいて同じ。）、令和4年3月11日（金）正午までに松山盲学校長に提出しなければならない。

イ 専攻科入学者選抜の入学志願者は、追検査受検願に新型コロナウイルス感染症に感染し、又はその疑いがあったことについて、高等部等校長の証明を受けなければならない。ただし、高等部等校長を経由しない場合にあつては、医師の診断書又はそれを証する書類を添付しなければならない。

ウ 松山盲学校長は、追検査受検願の提出があった場合は、当該提出をした者に対して直ちに、高等部等校長を経て、追検査の受検の可否を通知するものとする。

(3) 松山盲学校長の報告

ア 松山盲学校長は、追検査の実施の有無及び追検査の受検を承認した者（以下「追検査受検者」という。3において同じ。）の数を令和4年3月11日（金）午後3時まで教育長に報告するものとする。

イ アに定めるもののほか、松山盲学校長は、教育長が定めるところにより、追検査の実施状況その他の教育長が定める事項を報告するものとする。

(4) 学力検査、面接及び適性検査の実施

追検査受検者に対して行う学力検査、面接及び適性検査については、入学者選抜実施要項第3の3(1)及び(2)並びに4(1)及び(2)の規定を準用する。ただし、専攻科入学者選抜に係る学力検査等の一部を欠席した追検査受検者にあつては、当該欠席に係る検査教科の学力検査、面接又は適性検査に限り、追検査を行う。

(5) 期日及び日程

追検査の期日は、令和4年3月22日（火）とし、その日程については、松山盲学校長が定める。

(6) 検査場

検査場は、松山盲学校とする。

(7) 合格者の発表

合格者の発表は、追検査を実施した場合は、入学者選抜実施要項第3の6の規定に関わらず、令和4年3月23日（水）午前10時に、松山盲学校において、受検番号を掲示して行う。

(8) 学力検査結果の口頭による開示請求

学力検査結果の口頭による開示請求は、本科入学者選抜の追検査の場合に準ずる。

4 その他

この要項に定めるもののほか、追検査の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。